

令和3年度就学奨励費のお知らせ

世田谷区教育委員会

世田谷区は、障害のある一人ひとりのお子様に適した教育を行うため、区立小・中学校に特別支援学級を設けて教育の充実を図っています。特別支援学級に通う費用については、ご家庭の負担を軽くするために、下記の「**就学奨励費**」制度があります。

なお、類似の制度で「**就学援助費**」制度がありますが、同じ費目を**両方で受給することはできません**。就学援助費は、認定されると就学奨励費より支給額が多くなりますので（小1・中1・中3で就学援助が給食費のみ認定の場合を除く）、**就学援助費が認定される可能性がある方は、就学援助費の申請をお勧めします**。詳しくは、裏面を参照するか、下記の【問合せ先】にお問い合わせください。

記

1 就学奨励費の支給対象者

世田谷区在住で、区市町村立小中学校の特別支援学級（以下、特別支援教室を含む）に、在籍または通級している児童・生徒の保護者

☆世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へ至急ご相談ください。

☆**生活保護**を受給している方は、**就学援助費**を申請してください。

特別支援学級	支給対象基準所得額（めやす）	支給内容
固定学級	4人世帯で約667万円未満 （給与収入約880万円未満）	給食費・校外活動費・学用品等購入費・新入学用品費・修学旅行費・通学費（実費相当額）・職場実習交通費（実費相当額）
	4人世帯で約667万円以上	通学費（実費相当額）・職場実習交通費（実費相当額）
通級指導学級 （特別支援教室を含む）	所得制限なし	通学費（実費相当額）のみ
◇支給対象基準額はおおよその目安です。世帯構成員の年齢により上下します。		
◇所得額は、①令和2年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」、または ②給与所得のみの場合は、令和2年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」から、 社会保険料控除相当額等を控除した後の額です。		
◇世帯構成は、原則として令和2年12月31日現在の住民票によります。		

2 就学奨励費の手続き

(1) 手続き開始・・・6月上旬（予定）

(2) 提出書類・・・受給希望の有無に関わらず、6月上旬以降に特別支援学級で配付する「就学奨励費希望調書」を**全員提出**してください（特別支援教室の場合、通学費がある方のみ）。

(3) 提出先・・・在籍又は通級している特別支援学級

(4) 所得申告（固定学級のみ）

令和2年中所得の申告が必要です。また、令和3年1月1日現在、世田谷区に住んでいなかった方には、所得調査通知を後日送付します。

3 就学奨励費の通学費

就学奨励費または就学援助費が認定された方を対象に、特別支援学級を通じて9月と1月に調査します。通学費を請求する方は、裏面「注3：通学費についての注意事項」を必ずご確認ください。

注◇就学援助費が全費目認定された方は就学援助費、給食費のみ認定された方は就学奨励費で通学費を請求してください。なお、どちらで申請しても、通学費が認められる範囲は同じです。

◇生活保護を受けている方は、就学奨励費および就学援助費では通学費を支給しませんので、生活支援課に直接請求してください。

【問合せ先】 世田谷区教育委員会学務課学事係 電話 5432-2686 FAX 5432-3029

裏面もあります

《 就学援助費と就学奨励費について 》

	就学援助費※注1	就学奨励費
申請時期	4月・以降随時	6月・以降随時
申請対象者	世田谷区在住 国公立小・中学校児童生徒	世田谷区在住 区市町村立小・中学校の特別支援学級に 在籍または通級している児童生徒
申請受付場所	固定級…各特別支援学級 通級・特別支援教室… 就学援助費は通常級 、就学奨励費は各特別支援学級・教室	
結果通知時期	7月下旬頃・以降申請者は随時	9月頃・以降入級、通級者は申請後随時
支給時期	7月末・10月末・12月末・3月末(年4回・小6は新入学用品費2月支給あり)	11月末・3月末(年2回)
支給対象基準額(めやす)	4人世帯の場合の所得 約418万円以下⇒全費目認定 約564万円以下⇒給食費のみ認定	通学費は所得に関わらず支給 通学費以外の費目の支給対象基準所得額は、 4人世帯の場合の所得 約667万円以下(社保料等控除後)
支給対象月	申請月に応じて決定	入級した月から
支給費目	学用品費・給食費・新入学用品費・夏季施設費・修学旅行費(中3)・校外授業費・卒業アルバム費・移動教室費等 通学費※注3 (給食費のみ認定の場合、給食費のみ)	〔固定学級〕 学用品等購入費・給食費・新入学用品費・修学旅行費(中3)・校外活動費・職場実習交通費(中学生) ※注2 ・通学費 ※注3 〔通級・特別支援教室〕 通学費 ※注3
給食費	認定された場合、給食費の請求(口座からの引き落とし)を停止します	認定された場合、実費の 約半額 を保護者口座に支給します。
学用品費等	学用品費等は定額または上限額内の実費相当額 (給食費のみ認定は支給なし)	学用品費等は就学援助費の 約3割~4割 の金額を支給(固定級で基準額以下の場合のみ)
通学費	年2回支給 小学校児童：本人分と 付添者分 実費相当額 中学校生徒：本人分のみ実費相当額	

※注1：就学援助について、詳しくは、「令和3年度就学援助費のお知らせ」をご覧ください。

※注2：職場実習交通費(中学生)は就学援助受給の方にも支給されます。

※注3：通学費についての注意事項(就学奨励費・就学援助費共通)

- ①実際に通学に要した交通費について、**最も経済的な通常の経路及び方法により通学した場合の金額を支給します**。また、支給の対象となるのは自宅と学校の往復区間のみです。
- ②**固定学級**に通学する児童・生徒及び付添者は、定期券のコピー(またはIC定期券内容控等購入内容の確認できるもの)を添付し請求してください。添付されていない場合、支給できないこともありますので、十分ご注意ください。
- ③**通級指導学級(特別支援教室を含む)**に公共交通機関を利用して通学している方は、各月の通学日数、通学費を記録しておいてください。
- ④同一バス会社の乗り継ぎなど1日に3回以上バスを利用する場合は原則バス1日乗車券の金額が上限です。
- ⑤夏休み期間は、プール指導等の登校日のみの実費支給となるため、夏休み期間の定期代については、額面どおり支給できない場合があります。**定期代は、原則、夏休み前の3か月+1か月分の定期代を前期、夏休み後の6か月+1か月分の定期代を後期に支給します。**
- ⑥公共交通機関を利用していない場合や校内通級の場合は支給の対象となりません。
- ⑦経路が在籍校または通級校で確認しているものと異なる場合には、支給できない場合があります。また、支給できない場合で支給済みの金額がある場合はお返しいただく場合があります。
- ⑧世田谷区立校以外の特別支援学級への通学費は支給の対象となりません。